

ものづくり支援センターしもすわ

新規取引先確保補助金交付要綱

(目的)

第1条 町内の中小製造業者が新規取引先の確保のため工場に機械設備及び測定装置設備付属部分品の投資を行う事業に対し、その経費の一部を補助することにより、健全な発展に寄与することを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 中小製造業者 日本標準産業分類(平成19年総務省告示第618号)に定める製造業に属する事業を主たる事業として営む者で、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に規定するものをいう。

(2) 設備付属部分品 中小製造業者が事業の目的のために設置した機械装置及び測定装置の設備付属部分品で、直接的当該事業の用に供するものをいう。

対象となる区分：設備付属部分品とは付属工具、付属備品、付属治具で社外から購入したものであること、自社で加工した部分は対象外とする。

(3) 投資額 中小製造業者が当該事業の用に供するために取得した設備付属部分品において「一つの物又は一組の物」単位に係る取得価格をいう。少額償却資産または一括償却資産とし、使用可能期間が1年未満のものは除く。

(補助対象者)

第3条 次の各号のいずれにも該当する者に対し補助金を交付することができる。

(1) 中小製造業者

(2) 町内に事業所を有する者で、町内において当該事業を1年以上継続して営んでいるもの。

(3) 新規取引先からの受注に対応する機械及び測定装置の設備改造費用・設備付属部分品(治具・工具・その他必要な専用工具・部品)の取得であること。

(4) 町税等の滞納のない者

(補助対象額)

第4条 一投資額10万円以上30万円未満で設備付属部分品の額の100分の20以内とし、

一製造業者について年10万円を限度とする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てる。（振込料は除く）

（補助交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、新規取引先確保補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、取引成立後3ヶ月を経過してから2ヶ月以内にもつくり支援センターしもすわ理事長に提出しなければならない。

- (1) 新規取引先であることが分かる書類及び3ヶ月間の取引額が分かる書類の写し
- (2) 取得した機械設備及び測定装置の設備付属部分品が分かる関係書類（請求書・領収書等）の写し
- (3) 町税の納税証明書
- (4) その他理事長が必要と認めるもの

（補助金交付の決定）

第6条 理事長は、前条の規定による申請書を受理したときは、当該申請に係る書類等の審査を行い、補助金額を決定し、新規取引先確保補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

（補助金交付の請求）

第7条 申請者は、前条の規定による決定通知書を受けた後、速やかに請求書を理事長に提出するものとする。

（減額、取消し等）

第8条 理事長は、補助金の交付決定又は交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の全額若しくは一部を取り消し又は返還させることができる。

- (1) 虚偽の申請又は不正な行為により補助金を受けようとし、又は受けたとき。
- (2) 補助金の交付後1年以内に補助の対象となった設備を町外への移動、廃止又は売却したとき。
- (3) 補助金の交付を受ける時期において事業を廃止若しくは休止し、又はその状態にあるとき。
- (4) その他理事長が特に必要と認めたとき。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年1月2日を施行日とし、毎年、翌年の1月1日までに取得した設備に適用する。
- 2 平成24年度においては、第5条中「2ヶ月以内に」の規定は適用しない。

注釈

- 1) 少額減価償却資産とは取得価格が10万円以上30万円未満のもの
(法人：別表16-7記載、個人：摘要記載、全額損金・経費算入)
- 2) 一括償却資産とは価格10万円以上20万円未満のもの
(法人：別表16-8記載、個人：摘要記載でその全部又は一部の合計額を一括し、3年で償却)

様式第1号（第5条関係）

ものづくり支援センターしもすわ
新規取引先確保補助金交付申請書兼誓約書

平成 年 月 日

ものづくり支援センターしもすわ
理事長 原 雅廣 様

申請者 住 所
事業所名
代表者名 ⑩
電 話 () -

下記のとおり新規取引先確保補助金を交付してください。

記

- 1 補助金交付申請額 金 円
- 2 新規取引先事業所名
- 3 補助事業の内容

事業所の概要	工場の所在地	下諏訪町 番地	
	資本金		
	従業員数		
	業種（日本標準産業分類による）		
取得した機械・測定装置の付属部分品（一設備の取得価格が10万円以上30万未満のもの）			
資産の名称	数量	取得年月日	取得価格（円）
		取得価格の合計額	

3 添付書類

- (1) 新規取引先であることが分かる書類の写し
- (2) 取得した機械設備及び測定装置の部分品が分かる関係書類（請求書・領収書又は振込書）の写し
- (3) 町税の納税証明書
- (4) その他理事長が必要と認めるもの

中小企業者の範囲（中小企業基本法第2条）

業 種	中小企業者（以下のいずれかを満たすこと）	
	資本金（出資総額）	従業員（常用）
<input type="checkbox"/> 製造業	<input type="checkbox"/> 3億円以下	<input type="checkbox"/> 300人以下

様式第2号（第6条関係）

ものづくり支援センターしもすわ
新規取引先確保補助金交付決定通知書

平成 年 月 日

事業所名
代表者氏名 様

ものづくり支援センターしもすわ
理事長 小林 秀年 印

平成 年 月 日付で申請のあったものづくり支援センターしもすわ新規取引先確保補助金について、下記のとおり交付を決定します。

記

1 補助金の額 金 円